

玉野市消防署所再編整備事業者募集要項

令和元年 10月

玉野市

1 目的

玉野市消防署所再編整備事業者募集要項（以下「募集要項」という。）は、玉野市（以下「市」という。）が発注する「玉野市消防署所再編整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、募集、選定、契約等の手続に必要な事項を定めることを目的とする。

なお、募集要項と併せて公表する以下の資料は、募集要項と一体のものであり、本事業の公募型プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）は、募集要項及び以下の資料（以下「募集要項等」という。）の内容を前提として、手続を進めるものとする。

- ①玉野市消防署所再編整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ②玉野市消防署所再編整備事業優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）
- ③玉野市消防署所再編整備事業募集要項様式集（以下「募集要項様式集」という。）

2 事業概要

(1) 件名

玉野市消防署所再編整備事業

(2) 公募型プロポーザルの実施者

玉野市長 黒田 晋

(3) 事業内容

3施設（消防庁舎・防災センター、東分署、西分署）の設計、建設工事、高機能消防指令センター（以下「指令センター」という。）の施設整備及び無線設備の移設。

詳細は要求水準書にて提示する。

- ①東分署事業用地内の既存物置、トイレ及び休憩所の解体撤去
- ②事前調査業務（地盤調査等）
- ③事前調査で必要となった整備業務
- ④消防庁舎・防災センター事業用地に関する既存送水用ポンプ及び受水槽の更新
- ⑤消防庁舎・防災センター事業用地における耐震性貯水槽の設置
- ⑥設計業務（基本設計・実施設計等）
- ⑦各種申請等業務
- ⑧建設業務
- ⑨電気及び機械設備工事業務
- ⑩外構工事業務
- ⑪工事監理業務
- ⑫指令センター整備業務
- ⑬無線設備移設業務（消防救急デジタル無線機器、玉野市防災行政無線）

※移設に当たっては、既存設備の設置又は保守事業者による移設を条件とする。

消防救急デジタル無線機器：株式会社日立国際電気

玉野市防災行政無線 : 研信電操株式会社

- ⑭施設設備及び物品調達・設置業務
- ⑮開業準備業務（新施設及び指令センターパンフレットの作成、開署式及び見学会支援業務）
- ⑯長期修繕計画の作成
- ⑰完成資料等事業関連図書の提出
- ⑱その他関連業務

(4) 業務期間

本契約締結日～令和3年3月31日（水）

(5) 事業方式

設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）を採用することにより、部材や材料の選定、施工方法、工程管理の最適化による品質の向上、事業費の削減及び事業期間の縮減を達成する。

(6) 事業限度額

1, 513, 677千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案金額は「2（3）事業内容」及び独自提案の総額とする。

(7) スケジュール

本事業におけるスケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
審査・選定	令和元年12月
契約に関する議案を市議会へ提出（予定）	令和元年1月
契約	令和2年1月
竣工	令和3年3月

(8) 支払

本事業における市から事業者への事業費の支払については完了後に支払うほか、事業者は、玉野市財務規則（平成3年規則第10号）第38条に基づき、契約書に定める額の10分の4以内の前払金を令和元年度中に請求することができる。

(9) 交付金及び地方債

市は、本事業において、緊急防災減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の活用を前提としているため、事業者は消防庁舎整備、防災センター整備、東分署整備、西分署整備、指令センター整備、消防救急デジタル無線機器移設、玉野市防災行政無線移設、耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の区分別に経費を計上するほか、市の求めに応じて起債の借入対象となる経費が判別できる資料の作成を行うこと。

3 参加資格

(1) 応募者の構成

応募者の構成については、以下のとおりとする。

- ①応募者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）及び工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループ（以下「参加グループ」という。）により構成されるものとし、応募に当たっては、代表企業を定め、代表企業が手続を行うこと。なお、代表企業は過去に複数の企業で構成したグループで施工を行った際に代表企業となった実績を有すること。また、1者が複数の業務を兼ねて実施すること及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務を実施することはできない。なお、本事業は、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、市内に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画や地域住民の雇用促進について期待をしているところである。
- ②上記において、「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
 - ア. 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - イ. 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者
- ③代表企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。
- ④応募者の構成員の追加・変更については、事前に市と協議を行うこと。参加資格申請書の提出以降の代表企業以外の構成員の追加・変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。
- ⑤1応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が優先交渉権者との契約を締結後、選定されなかった参加グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ⑥構成員は、業務の一部について、第三者に委任、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委任又は請負に係る契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。
- ⑦応募者の構成員は、市の入札参加資格審査により指定業者に登録しなければならない。ただし、本事業に応募する者が、指定業者に登録していない場合は、玉野市競争入札参加者の資格に関する規程（昭和56年3月10日告示第10号）の規定にかかわらず、次のとおり入札参加資格審査申請を受け付けるので審査を受けること。なお、この場合の参加資格は、本事業に限り有効とする。

- ア. 申請期間 募集要項公表日から参加資格確認申請書の提出までの間
※「4 参加資格の確認」におけるただし書きに該当する場合を除く。
- イ. 申請場所 玉野市総務部契約管理課（電話0863-32-5518）
- ウ. 申請方法 上記へ問い合わせること。

（2）応募者の参加資格要件

①設計企業の参加資格要件

設計企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア. 平成31年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築関係建設コンサルタント業務において競争入札に参加する資格を有すること。
- イ. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ. 平成20年度以降に業務が完了した官公庁の庁舎又は民間企業の事務所（以下、「庁舎等」という。）の実施設計実績を複数有すること。
- エ. 管理技術者1名及び担当技術者を各分野毎（意匠、構造、電気設備、機械設備）に配置すること。
- オ. 建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていない者であること。
（処分を受けた地域を問わない。）

②建設企業の参加資格要件

建設企業は、「ア. 単独企業」又は「イ. 特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）」とし、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア. 単独企業

- ・平成31年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築工事の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- ・建築一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の特定建設業の許可を受けており、かつ、第27条の23第1項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において総合評定値が1,000点（市内業者は720点）以上であること。
- ・本工事に専任で配置できる監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの）を有すること。
- ・建設業法第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていない者であること。（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共工事に係る対象でないものに限る。）
- ・平成20年度以降に業務が完了した延床面積1,500㎡（市内業者は1,000㎡）以上の庁舎等の施工実績（建設JVで施工した場合は、建設JVの構成員数が3者以上で20%以上出資した者、2者で30%以上出資した者は施工実績とみ

なす。)を有すること。

イ. 建設 J V

- 平成31年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築工事の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- 建築一式工事に係る建設業法第3条第6項の特定建設業の許可を受けており、かつ、第27条の23第1項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において総合評定値が、建設 J Vの代表者は1,000点(市内業者は720点)以上、他の構成員は720点以上であること。
- 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていない者であること。(当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共工事に係る対象でないものに限る。)
- 建設 J Vの構成員数は3者以内とすること。
- 建設 J Vの代表者は過去に建設 J Vの代表者として施工した実績のある単独の企業であること。
- 建設 J Vの代表者は、建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で配置し、建設 J Vの代表者以外の構成員は専任の監理技術者又は主任技術者を配置すること。また、建設 J Vの代表者はその他の構成員の監理技術者又は主任技術者を統括すること。
- 建設 J Vの代表者は、平成20年度以降に業務が完了した延床面積1,500㎡(市内業者は1,000㎡)以上の庁舎等の施工実績を有すること。

③工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア.平成31年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築関係建設コンサルタント業務において競争入札に参加する資格を有すること。
- イ.建築士法第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ.平成20年度以降に業務が完了した庁舎等の工事監理実績を有すること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ②参加資格確認申請書の提出日において、市の指名停止又は指名留保措置を受けている者
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしている者(ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く。)

- ④破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は参加資格確認申請書提出日前6ヶ月以内に手形・小切手を不渡りしている者
- ⑤法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者
- ⑥次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者
 - ア．暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。
 - イ．暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。
 - ウ．暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当するものをいう。
 - i．暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者
 - ii．暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し又は関与する者

4 参加資格の確認

応募者の参加資格の確認は、参加資格確認申請書の受付日とする。なお、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、応募者が「3 参加資格」の要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件とし、参加資格要件を欠く構成員を変更することができる。

また、優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が「3 参加資格」の要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結せず、又は契約の解除を行う場合がある。これにより契約を締結せず、又は契約を解除しても市は一切責任を負わない。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として、参加資格要件を欠く構成員の変更ができるものとし、市は変更後の優先交渉権者と契約を締結できるものとする。

なお、いずれの場合においても代表企業の変更は認めない。

5 応募に関する留意事項

(1) 公平な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。

また、応募者は、募集要項に定めるもののほか、玉野市財務規則（平成3年規則第10号）その他関係法令を遵守すること。

(2) 応募の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は無効又は失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不正及び違反が認められた場合
- ③審査の公平性を害する行為があった場合
- ④提案金額が事業限度額を超えている場合
- ⑤参加資格確認申請書及び事業提案書（以下「提出書類」という。）の記載内容又は提出方法等が募集要項等に定める事項に適合しない場合
- ⑥要求水準書の内容を満たしていない場合
- ⑦同一の応募者が2以上の応募を行った場合
- ⑧応募者又はその代理人がほかの応募の代理を行った場合
- ⑨提出書類の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な応募の場合

(3) その他

- ①本応募に参加する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ②提出書類は本事業に必要な範囲において市が複製を作成することがある。
- ③原則として、応募者は提出書類の追加、書き換え、引き替え又は撤回を行うことができない。
- ④提出書類は返却しない。
- ⑤提出書類については、玉野市情報公開条例（平成11年条例第24号）の規定に基づき、応募者の意見を確認した上で非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑥提出書類の作成のために市より受領した資料は、市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑦本事業の業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らすことを厳に禁じる。

6 募集及び選定スケジュール

本事業における募集及び事業者選定までのスケジュールは次のとおりとする。なお、募集要項等に関する説明会及び現場見学会は行わない。

項目	日程
募集開始	令和元年10月31日（木）
質問締切	令和元年11月11日（月）
質問回答公表	令和元年11月18日（月）
参加資格確認申請書受付締切	令和元年11月22日（金）
資格審査通知	令和元年11月27日（水）
事業提案書受付締切	令和元年12月9日（月）
審査・選定（プロポーザルの実施）	令和元年12月19日（木）
優先交渉権者の決定及び公表（予定）	令和元年12月23日（月）

7 質問の受付及び回答の公表

(1) 質問の受付

- ①提出期限 令和元年11月11日(月)17時15分まで
- ②提出書類 (様式5-2) 質疑書
- ③提出方法 電子メール

※タイトルは「玉野市消防署所再編整備事業に係る質疑書」とする。

※電子メール送信後、電話にて着信確認を行うこと。なお、受付時間は平日9時から17時15分

(2) 質問回答公表

質問回答公表日までの間、随時、市ホームページに掲載する。

なお、質問者名は公表せず、意見表明等、本件の趣旨からかけ離れている内容への回答は行わない。

8 参加資格確認申請書の受付

(1) 期限及び提出方法

- ①提出期限 令和元年11月22日(金)17時15分まで
- ②提出方法 持参。なお、受付時間は平日9時から17時15分

※書類を持参する際、提出する前日の17時15分までに、電話にて提出時間を連絡すること。この際、提出時間の変更を行うことがある。

(2) 提出する書類

- (様式1-1) 参加資格確認申請書
- (様式1-2) 応募者の構成員表
- (様式1-3) 「参加資格要件」及び「構成員の制限」に係る確認書
- (様式1-4) 設計企業に関する資格調書
- (様式1-5) 建設企業に関する資格調書
- (様式1-6) 工事監理企業に関する資格調書
- (様式1-7) 委任状(代表企業用)
- (様式1-8) 建設JVの代表者・構成員表

(3) 提出時の注意事項

- ①上記の書類を正本1部、副本3部を提出すること。
- ②募集要項様式集に準拠し、A4版縦長で作成すること。
- ③取り外し可能な簡易ファイルに一式を綴じて提出すること。
- ④書類は前項の順で綴じ、様式ごとにインデックスをつけること。
- ⑤ファイルの背表紙のタイトルは「玉野市消防署所再編整備事業参加資格確認申請書 ○○○(応募者名)」とすること。
- ⑥参加資格確認申請書には、各様式の内容に応じ、添付資料を求める場合があるため、

各様式に示す注意事項等に留意すること。また、提出する書類に関して市から説明を求められた場合はこれに応じること。

(4) 資格審査

参加資格確認申請書に基づき事務局において資格審査を行い、次の提案書審査に進む者を選定する。なお、応募者が5者を超える場合、選定基準における業務実績に基づき、提案審査に進む者を5者程度に選定することがある。

資格審査の結果は、応募者の代表企業へ令和元年11月27日(水)までに参加資格確認申請書記載のメールアドレス宛に通知する。

9 事業提案書の受付

(1) 期限及び提出方法

①提出期限 令和元年12月9日(月) 17時15分まで

②提出方法 持参。なお、受付時間は平日9時から17時15分

※書類を持参する際、提出する前日の17時15分までに、電話にて提出時間を連絡すること。この際、提出時間の変更を行うことがある。

(2) 提出する書類

①事業実施体制等に関する提案書

(様式2-1-1) 事業実施体制等に関する提案書(表紙)

(様式2-1-2) 設計企業に関する管理技術者の実績

(様式2-1-3) 建設企業に関する監理技術者の実績

(様式2-1-4) 工事監理企業に関する工事監理者の実績

②施設整備業務に関する提案書

(様式2-2-1) 施設整備業務に関する提案書(表紙)

(様式2-2-2) 設計の概要及び諸室構成等

(様式2-2-3) 外部・内部仕上表

(様式2-2-4) 実施体制図

(様式2-2-5) 建設業務実施体制計画書

(様式2-2-6) 設計業務及び建設業務等に関する全体工程表

(様式2-2-7) 地域経済・社会への貢献に関する提案書

(様式2-2-8) 消防施設に期待する事項に関する提案書

(様式2-2-9) 地域防災力の向上に関する提案書

(様式2-2-10) 職場環境の向上に関する提案書

(様式2-2-11) 防災拠点整備に関する提案書

(様式2-2-12) 建築設備計画書

(様式2-2-13) ライフサイクルコスト低減への配慮に関する提案書

(様式2-2-14) 品質管理に関する提案書

- (様式 2-2-15) 周辺対策に関する提案書
- (様式 2-2-16) 完成後の設備機器に関する提案書
- (様式 2-2-17) 加点項目に関する提案書
- (様式 2-2-18) 施設物品計画書

③事業費に関する提案書

- (様式 3-1) 事業費に関する提案書 (表紙)
- (様式 3-2) 提案金額
- (様式 3-3) 提案金額内訳書

④図面類

- (様式 4-1) 図面類提案書 (表紙)

ア. 配置図

- ・縮尺 1/500、A3 版 1 枚
- ・敷地全体について作成すること。

イ. 各階平面図

- ・縮尺自由、A3 版枚数自由
- ・各階ごとに作成すること。

ウ. 立面図

- ・縮尺自由、A3 版枚数自由
- ・4 面以上を作成すること。

エ. 断面図

- ・縮尺自由、A3 版枚数自由
- ・階高、天井高が理解できるものを最低 1 枚作成すること。

オ. 外観透視図

- ・A3 版 2 枚、フルカラー
- ・周辺敷地も含めて施設全体が鳥瞰できる図 (1 枚)、及び建物の外観が分かる図 (1 枚) を作成すること。

⑤その他

- (様式 5-1) 事業提案書提出届

(3) 提出時の注意事項

- ①提案は 1 応募者につき、1 案とする。
- ②募集要項様式集に準拠し、A4 版縦長及び A3 版横長で作成すること。なお、A3 版横長の提案書及び図面類等については、ファイル折りにして A4 サイズに綴ること。
- ③「9 (2) 提出する書類」に示す書類「①、②、④」の順に、募集要項様式集に示す各提案書所定の表紙を付け、取り外し可能な簡易ファイル 1 冊に綴じ、様式ごとにインデックスを付けて提出すること。各ページの下中央に通しでページ番号をふること (表紙については、ページ番号不要)。表紙及び目次を除き 80 ページ以内 (A3 用紙は 1 面

1 ページ) とする。

- ④「9 (2) 提出する書類」に示す書類③と⑤を取り外し可能なファイル1冊に綴じ、様式ごとにインデックスを付けて提出すること。
- ⑤「9 (2) 提出する書類」に示す書類「①、②、④」を綴ったファイルの背表紙のタイトルは「玉野市消防署所再編整備事業事業提案書①・②・④」とし、正本1部、副本3部を提出すること。
- ⑥「9 (2) 提出する書類」に示す書類③と⑤を綴ったファイルの背表紙のタイトルは「玉野市消防署所再編整備事業事業提案書③・⑤〇〇〇 (応募者名)」とし、正本1部、副本3部を提出すること。
- ⑦事業提案書のうち、正本については応募者名 (構成員名等を含む。) が分かる記述を行うものとするが、副本における様式2-1-1から様式4-1まで及び図面類については、ロゴマークの使用も含めて、応募者名 (構成員名等を含む。) が分かる記述を避けること。また「①、②、④」の区分ごとに、募集要項様式集に示す各提案書所定の表紙には図やイラスト等を挿入しないこと。
- ⑧事業提案書については、書面による提出に加えて、Microsoft Office Word (Windows版) 又はMicrosoft Office Excel (Windows版)、図面類についてはPDF形式に変換し、記録保存したCD-R一式を併せて提出すること。
- ⑨事業提案書には、添付資料を求める場合があるため、各様式に示す注意事項等に留意すること。また、提出する書類に関して市から説明を求められた場合はこれに応じること。

(4) 事業提案書に関する著作権

応募者から提出された事業提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者から提出された事業提案書については、本事業の公表以外には応募者に無断で使用しないものとする。

(5) 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

10 提出書類に関する留意事項

(1) 使用言語等

本事業において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法 (平成4年法律第51号) に定めるもの、時刻は日本標準時とする。また、原則として横書きで記述

すること。

(2) その他

提出書類は、募集要項及び募集要項様式集に準拠し作成するものとし、これらに指定のない参考資料や補足説明資料等の添付は認めない。

また、製本に当たり、合紙やインデックス等及び所定の表紙以外に厚表紙やビニール等の添付はしないこと。

1.1 応募辞退

参加資格確認申請書提出後に参加を辞退する場合は、次のとおり（様式5-3）辞退届を提出すること。

①提出期限 令和元年12月16日（月）17時15分まで

②提出方法 持参。なお、受付時間は平日9時から17時15分

1.2 事業者選定方法

事業提案書及び選定基準に基づき、妥当性及び確実性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。

1.3 選定委員会の設置

市は、事業提案書に基づき、最も事業に適した事業者を選定するため、「玉野市消防署所再編整備事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会では、提案金額のみならず、「2（3）事業内容」に関する提案内容、業務遂行能力、独自提案内容及びその他の条件等から総合的に評価する。

なお、応募者がいないなどの理由により本事業を事業者が実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

1.4 審査方法

選定基準に基づき審査する。応募者が1者の場合でも有効に成立するものとする。なお、委員会の詳細は次のとおりとする。

(1) 日時

令和元年12月19日（木）

開始時間等は別途通知する。

(2) 場所

玉野市産業振興ビル

岡山県玉野市築港1丁目1番3号

(3) 審査内容

プレゼンテーション 30分

質疑応答

15分

(4) その他

- ・説明者は6人以内とする。
- ・プレゼンテーションは公開とする。
- ・プレゼンテーションは事業提案書に基づき「9(2)提出する書類」の様式順で行うこと。
- ・本業務に配置される予定の担当者や責任者となる人物がプレゼンテーションに参加すること。
- ・プロジェクターを用いての説明も可とする。
《プロジェクター情報》
 - ①メーカー名：EPSON
 - ②型番：EB-S41
 - ③接続端子：HDMI
- ・質疑応答及び審査は非公開とする。

15 結果の通知及び公表

委員会の結果は、応募者に対して、文書で通知するとともに、結果の概要を市ホームページに公表する。

なお、委員会における選定経緯への問い合わせ及び結果に対する異議申立ては受け付けない。

16 契約に関する基本的な考え方

(1) 契約内容についての協議

市は、事業者の提案内容に基づき、契約内容についての協議を行い、当該協議の内容をもとに事業者と契約（仮契約）を締結するものとする。なお、契約内容については、玉野市工事請負契約約款（平成20年告示第16号）及び玉野市業務委託契約約款（平成20年告示第17号）に沿ったものとする。

(2) 市議会における議決

本事業に係る契約は、玉野市議会に付し、議決がなされたとき以降に本契約として効力が生じるものとする。

(3) 契約（仮契約）内容の変更

契約（仮契約）の締結に当たっては、選定された事業者よりも、他の応募者が有利な条件や価格を提示することが明らかに可能となる変更は行わないことを条件として、必要に応じて市と事業者間の認識の明確化を図るほか、本事業の実施に当たり生じた不足の事態に対応するため、契約書（仮契約書）の内容を変更することがある。

(4) 契約保証金等

事業者は契約の成立と同時に市に対して、契約額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10%以上の契約保証金を納付しなければならない。有効期間は契約成立日から、契約内容が完了するまでとする。

なお、有価証券等の提供又は銀行若しくは市が確実と認める金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

履行保証保険については、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約の締結後速やかに当該保証保険契約の保証証券を市に提出するものとする。

(5) 前払金について

「2(8)支払」に記載のとおり、事業費については完了後に支払うほか、事業者は、玉野市財務規則第38条に基づき、契約書に定める額の10分の4以内の前払金を令和元年度中に請求することができるものとする。

(6) 契約締結に伴う費用負担

「5(3)その他」に記載のとおり応募に係る費用はすべて事業者の負担とし、契約締結に係る費用についても、すべて事業者の負担とする。

(7) 契約内容について疑義が生じた場合の措置

契約内容の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は契約書に規定する具体的措置に従う。

なお、本事業に関する紛争については、岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

17 本事業事務局（書類提出先）

玉野市消防本部 消防総務課

所在地：〒706-0011

岡山県玉野市宇野1丁目27番2号 玉野市消防本部3階

担当：井上潤一、和田

電話：0863-31-5711

FAX：0863-32-2106

Mail：syoubousoumu@city.tamano.lg.jp